

広情個審第85号
令和2年1月6日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年5月14日付け広市教総企第10号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第298号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和元年5月14日付け広市教総企第10号の諮問事案（諮問第298号事案）

平成31年1月14日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年1月29日付け広市教学教第178号で行った公文書部分開示決定に対する同年3月4日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

進路対策費に係る部分を開示せよ。

(2) 審査請求の理由

進路対策費は学校納入金会計であり、同日付広市教学教第177号では全面開示されている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、次のとおりである。

「進路対策費」は、学校納入金会計及びPTA会計で取り扱っており、本件処分で開示しなかった「進路対策費」に係る情報は、それらの内のPTA会計に関わるものである。PTA会計は、PTA及び同窓会の経理に関する情報であり、公にすることにより法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等及び当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

(2) 本件公文書の不開示の該当性について

開示請求の対象となった公文書（以下「本件公文書」という。）は、高等学校の保護者に宛てたPTA会費等を含む学校諸費納入通知書とその内訳表である。当審査会が見分したところ、本件公文書のうち本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、PTA会費、進路対策費等のPTA会計に係る情報（以下「本件情報」という。）である。

PTAの経費をつまびらかにする本件情報は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害するものではないが、組織秩序を維持するため、社会通念上、団体の内部管理事項として秘匿することが認められる情報に当たり、公にすると、活動内容等を異にする他のPTA等の断片的な情報を捉えた誤解等により当該PTA等の社会的な評価が傷つけられるなど、当該PTA等の社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当する。

(3) 請求人の主張について

請求人は、実施機関が本件開示請求に対して行った、平成31年1月29日付広市教学教第177号による公文書開示決定（以下「本件開示決定」という。）では、進路対策費は全面開示されている旨主張する。

しかしながら、当審査会が見分したところ、同じ「進路対策費」という名称を用いているものの、本件開示決定の進路対策費は学校が管理するのに対し、本件部分開示決定の進路対策費はPTAが管理しており、そもそも両者は管理主体が異なっている。

したがって、本件開示決定で進路対策費を開示したことをもって、本件部分開示決定の進路対策費を開示する根拠とすることはできない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示決定としたことは妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 ・ 5 ・ 1 4	広市教総企第 1 0 号の諮問を受理 (諮問第 2 9 8 号で受理)
R 1 . 1 1 . 2 8 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 1 2 . 2 6 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授